

静岡市入札参加停止措置

静岡市入札参加停止等措置要綱第3条第1項の規定に基づき、令和3年3月24日付けで、下記のとおり入札参加停止を行った。

記

1 業者名等

商号又は名称	代表者氏名	許可番号	所在地
静鉄建設株式会社	代表取締役社長 栗場 昭男	静岡県知事許可 第006243号	静岡市葵区 末広町93
株式会社ザ・トーカイ	代表取締役社長 小栗 勝男	国土交通大臣許可 第013319号	静岡市葵区常磐町 二丁目6-8

2 入札参加停止理由

静鉄建設株式会社は、本市発注工事において、同一工事の入札参加者である株式会社ザ・トーカイと下請負契約を行った。

このことは、静岡市入札参加停止等措置要綱第3条第1項別表第1第4項（契約違反）に該当する。

3 入札参加停止期間

令和3年3月24日 から 令和3年4月6日まで 2週間

4 関係規定

(1) 静岡市建設工事請負契約約款（抜粋）

第6条第2項 受注者は、同一工事入札参加者間の下請負や不必要な重層下請負を行ってはならない。

(2) 静岡市入札参加停止等措置要綱（抜粋）

別表第1 静岡市内において生じた事故等に基づく措置基準
（契約違反）

第4項 措置要件：第2項に掲げる場合のほか、市発注請負等の履行に当たり、契約に違反し、市発注請負等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。

期間：当該認定をした日から2週間以上4月以内

(3) 静岡市入札参加停止等措置要綱運用基準（抜粋）

12 契約違反

第1項 「契約違反」とは、市発注請負等の履行に関して、11に掲げる粗雑履行の場合以外に、請負工事では、同一工事の入札参加者への下請負や必要な報告を怠る等の契約上の信頼関係の破壊に通ずる行為、本市が行う監督、検査業務への阻害行為などをいうものである。